

高等学校等就学支援金制度について

1 概要

- 国が高校の授業料を負担する制度で、全国の約 8 割の生徒が利用しています。
- 国から学校設置者に対して支給され、申請者への現金支給はありません。
- 申請されない場合は、授業料を納付していただくこととなります。
- 申請の結果、所得制限により不認定となった場合も、高校生等臨時支援（授業料無償化）制度を受けることができるため、授業料を納付いただく必要はありません。

※就学支援金を申請されない場合は、高校生等臨時支援制度を受けることができません。

- 授業料以外の諸会費については別途納入が必要です。
(学校への納入金が全額免除となるわけではありません。)

2 受給資格 ※以下のすべてにあてはまる方

- (1) 平成 26 年 4 月 1 日以降に県立高等学校に入学していること（専攻科を除く）
- (2) 生徒本人が国内に住所を有していること
- (3) 高等学校等を卒業又は修了していないこと
- (4) 高等学校等の在学期間が通算で 36 月（定時制・通信制は 48 月）を超えていないこと
(以前に在籍していた学校の在学期間も含みます。)
- (5) 保護者等について、以下の計算式により計算した額が **30 万 4,200 円未満**の方
(年収目安：4人世帯で約 910 万円未満)

【算定基準額】 (市町村民税の) 課税標準額 × 6 % - (市町村民税の) 調整控除の額

※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除の額に 3/4 を乗じて計算

※保護者等が 2 名の場合、2 名分の合計額により判定

3 支給額 ※国から学校設置者へ交付され、授業料に直接充当されます

課程	全日制
金額	118,800 円／年 (9,900 円／月)

4 申請時期・方法

7 月申請～**7/4(金)オンライン申請締切**

締切に遅れないよう、オンライン申請システム又は書類提出により申請手続きを行ってください。

5 その他 ※詳しくは在籍する学校へお問い合わせください

- (1) 平成 22 年度から 25 年度までの間に入学した場合は、授業料不徴収制度の対象となり、授業料は無償です。(手続き不要)
- (2) 高等学校等の在学期間が通算で 36 月（定時制・通信制は 48 月）を超過する場合は、別途、上限 12 月（定時制・通信制は 24 月）の授業料等支援制度があります。
- (3) 税の更正により算定基準額を超えないこととなった場合は、納税通知書等を受け取った翌日から 15 日以内に申請を行った場合、過去に遡って申請があったものとみなすことができます。対象年度によって申請方法が異なるため、事務室までご相談ください。
- (4) 算定基準額を超えているものの、やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合、**家計急変支援制度**を利用できる場合があります。事務室までご相談ください。
- (5) 就学支援金とは別に、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0 円）の場合、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度があります。

※就学支援金 7 月申請において、1 年生も全員対象者となります。

高校生等臨時支援制度について

(制度の概要)

- ・ 高等学校等就学支援金制度で所得制限により不認定となった世帯（年収約910万円以上）の高校生等を対象に、授業料相当額（最大全日制118,800円）を支援することで、授業料を実質無償化とする制度です。
- ・ 授業料相当額は、国から県に対して支給されるため、申請者へ支給されることはありません。
- ・ 高校生等臨時支援制度は、高等学校等就学支援金制度の申請と兼ねるため、別途申請いただく必要はありません。なお、高校生等臨時支援制度の認定は、原則、高等学校等就学支援金の認定結果を活用して行いますのでご了承ください。
- ・ 高等学校等就学支援金制度の申請をすることで、就学支援金制度又は高校生等臨時支援制度のいずれかで認定され、授業料を納付いただく必要はありません。
- ・ 高等学校等就学支援金を申請されない場合は、高校生等臨時支援制度のみを申請することはできないため、授業料を納付していただくことになります。